

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に係る令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることについて、同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

令和4年2月8日

東京都知事 小池 百合子
（公印省略）

(別紙)

1 知事管理漁獲可能量の配分

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量(トン)
くろまぐろ(小型魚)	東京都くろまぐろ(小型魚) 漁船等漁業	12.1トン
	東京都くろまぐろ(小型魚) 定置漁業	0.5トン
くろまぐろ(大型魚)	東京都くろまぐろ(大型魚) 漁船等漁業	16.3トン
	東京都くろまぐろ(大型魚) 定置漁業	0.5トン

2 参考

(1) 東京都漁獲可能量

くろまぐろ(小型魚) 13.6トン

くろまぐろ(大型魚) 18.3トン

(2) 東京都留保枠

くろまぐろ(小型魚) 1.0トン

くろまぐろ(大型魚) 1.5トン